

久喜市学校給食審議会条例

平成22年3月23日

条例第94号

(設置)

第1条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ学校給食の適正な運営について調査し、及び審議するため、久喜市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第2条 審議会は、審議会の委員（以下「委員」という。）15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の校長代表
- (3) 小学校、中学校及び義務教育学校のPTAの代表
- (4) 学校医代表
- (5) 学校薬剤師代表
- (6) 保健所職員
- (7) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

3 委員は、再任することができる。

(審議会の役員)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、諮問に応じ開催するものとする。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 学校給食の計画に関する事項

(2) 学校給食費に関する事項

(3) 給食内容その他学校給食の実施に関する事項

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要に応じ、前条の審議事項を調査し、及び審議するため、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。